

あなたと町政をむすぶパイプ役



広報むぎ

第115号

2012

2

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.mugitown.jp/>



2012年 出初式



○町長所信・・・・・・・・・・ 2	○牟岐町地域包括センター・・・ 12
○補正予算・・・・・・・・・・ 4	○高額な外来診療を受ける皆様へ 13
○一般質問・・・・・・・・・・ 6	○ハローワーク牟岐
○自衛官募集・・・・・・・・・・ 10	からのお知らせ・・・・ 14
○国民年金前納制度・・・・・・ 11	○海が吹えた日・・・・・・ 15

皆さんの
声を
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

町長所信

(要旨)

私が町長に就任いたしました。約七カ月が経過しました。公約上の成否につきましては、次回の機会に所信とともにお伝えしたいと思います。ですが、防災対策は、喫緊の課題でございますので、概略を述べたいと思

ます。

十二月八日、徳島新聞にも掲載されておりましたように、徳島県は、国の想定津波高の公表に先行し、来たるべき東南海、南海地震の想定津波高を予想暫定値として、年内にも公表することとさせていただきます。

牟岐町といたしましては、この予想暫定値を基に早急に防災対策を実行に移したいと考えています。現在、小学校は二校を統合するた



避難所体験訓練(牟岐小グランド)

め、津波に安全な現中学校敷地に移転改築工事中でございますが、間もなく保育所も同様に統合、移転改築するための工事に着手する予定でございます。

その次の災害対策として、重要性の特に高い防災拠点施設の移転に対応するため、市街地にできるだけ近く津波にも強い国道沿いの高台を早急に造成したいと考えています。

また、懸案であります避難所と避難路は、現在、七カ所が草刈り等を終えて概成していますが、他の避難所も今年度中に概成するよう急ピッチで進めたいと考えています。

そして、来年度以降も順次、各々の避難所、避難路の施設整備を充実したいと考えています。

それとともに、地域防災計画を県の想定に合わせ自主防災組織の意見もいたしながら、順次変更していきたいと考えていますので、皆様方のご協力の程、よろしくお願いいたします。

十二月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が十二月十四日から十六日まで開かれました。

開会日には福井町長が所信表明後、指定管理者の指定、補正予算案、人事案件などの提案説明を行い、議員から提出の意見書(案)三件の趣旨説明を行いました。また、九月議会で行政常任委員会に付託されていた二十二年度各会計の決算八件が認定されました。

再開日には三名の議員が一般質問に立ち、環境問題、ワクチン接種への助成、T P P 参加、避難道の整備、町づくり活性化などについて論議されました。

そして町長提出の予算案など議案六件が可決され、議員提出の意見書三件を可決しました。

決算

九月議会で行政常任委員

会に付託していた八議案で、審議の結果、認定すべきものと委員長から報告されました。

◎二十二年度上水道事業会計決算認定(原案認定)

◎二十二年度一般会計決算認定

(採決の結果、原案認定)

◎二十二年度国民健康保険特別会計決算認定

(採決の結果、原案認定)

◎二十二年出羽島簡易水道特別会計決算認定
(原案認定)

◎二十二年老人保健特別会計決算認定
(原案認定)

◎二十二年青少年健全育成センター特別会計決算認定
(原案認定)

◎二十二年介護保険特別会計決算認定
(採決の結果、原案認定)

◎二十二年後期高齢者医療特別会計決算認定
(採決の結果、原案認定)

その他

◎アワビ種苗生産施設の指定管理者の指定
来年四月からの三年間、代表組合牟岐東漁協組合長を管理者とするもの。
(原案可決)

◎モデル木造施設「モラスコむぎ」の指定管理者の指定
来年四月からの三年間、(株)ノアむぎ二〇〇〇代表取締役を管理者とするもの。
(採決の結果、原案可決)

◎人権擁護委員の推薦
新たに住登記代美氏の推薦に同意するもの。任期は平成二十四年四月一日から三年間。
(原案可決)

人事

◎大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書
提出者 藤元 雅文
賛成者 堤 近義
医療現場は医師や看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人員不足になっている。特に深刻な昼夜交代勤務に

意見書

従事する看護師等の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やすことは安全・安心の医療・介護実現のために不可欠である。よって政府に次の事項について要望する。

一、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を一日八時間、週三十二時間以内、勤務間隔を十二時間以上にすること
二、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと
三、患者・利用者の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること
(原案可決)

(原案可決)

◎年金受給資格期間十年への短縮を求める意見書
提出者 藤元 雅文
賛成者 堤 近義

公的年金制度の最大の問題は、膨大な数の無年金、低年金者の存在である。無年金者を多くしている原因の一つは長すぎる受給資格期間にあり、問題解決のため、速やかな具体化、法案化が求められている。よって、政府に次の事項について要望する。

一、年金受給資格期間を十年に短縮すること
(原案可決)

◎国による乳幼児等医療費助成制度の創設を求める意見書
提出者 藤元 雅文
賛成者 堤 近義

二〇一〇年度合計特殊出生率は一・三九であり、まさに危機的な水準を推移している。少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響や社会経済、社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。子育て世帯の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、乳幼児等医療費助成制度は、全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。少子化対策は、この性格上、自治体任せではなく、国が率先して取り組むべき課題である。よって、政府に次の事項について要望する。

一、国による乳幼児等医療費助成制度の創設をすること
(原案可決)



おやこサポートセンター

補正予算

◎二十三年度一般会計補正
予算

歳入歳出それぞれ四千七百二十万円を追加し、予算総額を三十二億二百八万九千円と定めるもので、内容は下の表のとおり。

(原案可決)

◎二十三年度上水道事業会計補正予算

収益的支出三十七万一千円を追加するもの。

(原案可決)

◎二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

予算総額を九億五千七百四十七万一千円と定めるもの。歳出で被保険者証個人様式化システム改修委託料等を増額するもの。

(原案可決)

23年度一般会計の予算総額

32億208万9千円になりました。

12月補正は、4,172万円の追加です。(原案可決)

6月補正予算 歳出予算の主なもの

金額	内 容
2,993,000円	地域バス路線運行費補助金
1,050,000円	ホームページ構築手数料
720,000円	生きがい活動支援通所事業委託料
1,675,000円	海部老人ホーム町村組合負担金(追加)
640,000円	農業経営調査研究補助金
3,400,000円	広域漁港整備事業負担金
2,000,000円	健康管理センター修繕費
200,000円	牟岐みなと節歌碑設置補助金
4,000,000円	社会資本整備総合交付金事業工事費(追加)
2,200,000円	普通河川高知神社谷川補修工事費
1,155,000円	消防団出初式会議費
3,482,000円	学校統合事業工事費(追加)
9,240,000円	図書館システム

歳入予算の主なもの

金額	内 容
11,886,000円	地方交付税 普通交付税
1,625,000円	国庫支出金 社会資本整備総合交付金(追加)
6,524,000円	国庫支出金 学校施設環境改善交付金(追加)
717,000円	県支出金 市町村生活交通変革促進費補助金(バス路線)
22,862,000円	繰越金 繰越金

質問(要約)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

堤議員

地域活性化支援事業の展示販売所はいつ開所の予定ですか。できるだけ早くしてください。

一山議員

展示や販売する物は決まっているのですか。農産物を置くのかどうか、心配しています。

町長

観光案内所プラス販売所ですが、開設が遅れています。詳細は皆さんと協議中です。できるだけ多くの人に入ってもらい、盛り上げてい

ただきたいと思えます。

丸山議員

学校、保育所が完成すれば、平日は町内の十五歳以下の子供がほとんど市宇ヶ丘に集まります。以前は開かれた学校といわれていましたが、ある事件をきっかけに危機管理がいわれています。その対応方針は。

教育長

不審者対策や防災について、危機管理マニュアルの見直しを統合検討委員会や町内校長会で協議したい。

教育次長

監視カメラの設置や警察に依頼しての教職員、児童生徒への訓練など統合検討委員会で話し合いをしています。

保育所長

保育所の出入り口は玄関と子育て支援センターの二箇所になります。玄関すぐが職員室で、園庭の出入り口はフェンスをします。

臨時議会

臨時議会が一月二十七日に開かれ、次の議案等を審議しました。

◎牟岐町税条例の一部を改正する条例案

東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を改正するもの。(原案承認)

◎工事請負契約の締結

保育所統合建設工事を指

◎二十三年度一般会計補正予算

広域漁港整備事業負担金、杉谷地区用地測量委託料、学校敷地法面災害復旧事業費等を追加し、予算総額を三十二億四千九百二十二万円と定めるも。(原案可決)

名競争入札により、姫野組、田中建設共同企業体が落札。契約金額は三億六百四十九万五千円、工期は平成二十五年二月二十日まで。(原案可決)

議会の動き

(12月)		
2日	徳島県町村議会議長会理事会	徳島市
3日	西国の道を考える会美波大会	美波町
6日	行政常任委員会	
7日	全員協議会、議会運営委員会	
14日	第4回定例町議会	
~16日		
27日	全員協議会	
(1月)		
3日	成人式	
8日	消防団出初め式	
11日	全員協議会、広報編集委員会	
16日	徳島県町村議会議長会理事会	徳島市
27日	第1回臨時町議会	
(2月)		
10日	阿佐東地域DMVデモンストレーション走行	海陽町
24日	徳島県町村議会議長会定期総会並びに自治功労者表彰式	徳島市



大戸地区に完成したヘリポート

一 般 質 問

12月議会では、3名の議員が一般質問を行いました。

環境問題及び

衛生美化への取り組みは

一山 稔 議員



昭和54年に開設した海部美化センター

東日本大震災で、汚水や瓦礫が散乱し、その上放射能漏れなどで環境が汚染されましたが、私たちの日常生活でも環境汚染が起きているのではないかと思ひ、お伺いします。

一、焼却場から出る煙やダ
イオキシソ、排水や汚水の状況、検査の結果等は把握しているのか。
二、町内の不法投棄の現状とその対応はどうか。
三、老健施設や老人ホーム、病院、ショッピングセンターなど人の集まる場所、施

設から出る排水や検査状況の把握はどうか。

四、各家庭の浄化槽の検査や点検、清掃などの指導はどのようにしているのか。

五、学校や保育所、役場庁舎などの浄化槽の管理状況はどうか、検査点検や清掃は十分できているのか。

六、環境問題について、児童生徒にどのような学習や指導を行っているのか。

七、鬼ヶ岩屋の洗場の排水の検査、管理等はどうか。

八、今後の環境美化や公害対策への取り組みは。

町長

美化センターは、毎年分

析測定検査をしており、全て基準値を下回っています。役場、海の総合文化センター、学校、保育所、海部老人ホーム、鬼ヶ岩屋についても、年に一度法定検査と保守点検を年四回行っており、水質検査の結果は良好です。町有施設以外の排水については、県が指導を

しており、公害の発生がない限り、町は指導していません。家庭の浄化槽の維持

管理も県が指導しています。不法投棄は生活ごみや家電、廃タイヤ等があり、更なる不法投棄を呼ばないように早期に処分するよう努め、看板を設置し、投棄者には適正に対応している。今後の公害対策の取り組みは、町条例に基づき国、県と連携していきたい。浄化槽設置補助金には、町の上乗せ分を継続したい。

教育長

環境教育の全体計画に基づいて、学習や活動が実践されています。

牟岐小では、千年サンゴを知り、自然環境を守り育てる学習をしている。

河内小では、緑の少年隊を結成し、一人一鉢栽培やごみゼロ作戦活動など展開

されており、中学校は、海岸清掃やアイラブ牟岐など環境美化活動に取り組んでいる。今後環境教育の一層の充実を図っていきたい。

住民福祉課長

一、焼却場から出る煙、排水や汚水状況は、年一回か

ら複数回検査を行うものもあるが、結果は全て基準値を下回っており問題はない。二、不法投棄は今年も一回あり、過去に検査に至った事例もある。不法投棄ごみの回収は町が、監視活動は県がしている。

三、大型施設の汚水は合併処理浄化槽により処理されており、処理水については法に基づき県が検査し、必要があれば指導している。

四、家庭の浄化槽は、年一回法定検査を受ける義務があり、違反者は指導、勧告、命令等がされ、三十万円以下の過料が科せられるが、これまで罰則の適用はなく、指導は県が行っている。

五、公共の建物の浄化槽は、年一回の法定検査と点検・清掃はできている。放流水の管理は問題はない。

ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種に更なる助成を

一山議員

本町での公費助成の現状

はどうか、ワクチン接種後に乳幼児が亡くなった事故があり、接種を一時中止をしたが、再開後、保護者の反応や接種状況はどうか。任意接種とはいえ、乳幼児を守る大事な事業だけにどのような指導、啓発をしているのか。

高齢者を対象としたワクチン接種の助成に対する考えと見解、そして国の補助金がカットされた場合、子宮頸がんワクチンを含め本町の今後の助成への対応、計画と考えを伺います。また、他の市町村では、国の助成がなくても全額町が助成するところもあるので十分検討をしていただきたい。

町長

高齢者の肺炎球菌ワクチンは、任意接種となっていることから、国、県の助成を要望していきたい。町単独の助成についても、国、県、他市町村の動向を見ながら検討したい。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン接種の今後の助成計画も国等の動向も

見ながら前向きに検討したい。

健康生活課長

平成二十三年一月から国の補助を受け無料でワクチン接種を行いました。

個人通知総数は、百二十六人で、ヒブワクチンは、

十二月現在、対象者九十六人で、うち一回でも接種をしている子どもは六十三人、開始率約六十六%で、小児用肺炎球菌ワクチンは、対象者九十六名で、接種は五十八名で、開始率六十%と

なっています。死亡事故後の状況は、連絡を受けた三月から四月にかけて、一時的に報告数は落ちましたが、接種数は戻りつつあります。

指導啓発は、家庭訪問、乳幼児相談、健診事業で保護者に会うたび母子健康手帳で状況を確認し、接種の有効性等を説明して、低年齢であるほど感染した場合に重症化しやすいため、接種予定の保護者には、早めの接種を呼びかけています。

TPP参加で

地域社会がさらに疲弊

藤元 雅文 議員

関税の完全撤廃と非関税障壁撤廃を原則とするTPPに、もし日本が参加するようになれば、本町のような田舎の自治体にとっては大問題であり、本町を何とか良くしたいと頑張ってきた方々の努力を台無しにしてしまう。町長の認識は。

町長

現時点では、TPPの内容がほとんど決まっておりますが、TPPの学習会は、積極的に協力します。

**少しでも犠牲者を
出さないために**

藤元議員

震災時、国道五十五号線

を高知方面に走れば、安全に避難できる所はほとんどない。安全な場所でも電子掲示板、自動遮断機等で下り車線を通行止めにする対策を求めべきだ。そのことが国道の混雑を減らし、町民の安全避難に繋がる。また、迂回路・避難道としての町道川長線、県河川管理道の整備が必要ではないか。

町長

大急ぎで避難する町民にとって、車は走る凶器となりますので、今後、地域防災計画を策定する段階で最善の対応を国、県、市町村で協議し、統一して進めたいと思います。

産業建設課長

町道川長線は、通学路としても利用されていますが、幅員が二・五m前後で危険な状況であると認識してお



国道55号牟岐橋付近

り、今後関係者の協力が得られれば改良に努力したいと考えています。県の河川管理道についても、避難路として活用できるよう県に要望します。

コミュニケーションの 報道等について

藤元議員

小学校、保育所の入札に

今回の記事を載せた新聞が、町民宅に送付されているが、一連の入札には違法性のないことは重々承知の上で、何か不正があるかのよう書き方がされている。今回の入札で法令・条例違反があったか。また、広告料等、この種の企業との金銭的な関係は絶つべきではないか。

町長

今回の入札執行について

法令・条例等の違反は一切ございません。

地元の活性化、雇用創出、地元建設業者育成のため地元業者の優遇は、全ての自治体が行っている当たり前のことであると認識しています。今後でもできる限り町発注の建設工事に町内業者が参加できる機会を増やせるよう、また、町外業者にも理解していただけるよう発注に工夫をしたいと考えています。

役場への新聞配送、広告料等の支払いは、現在断っております。

納得できる 町営住宅行政を

藤元議員

耐震性に問題があると建設を始めた更新住宅が三十四戸完成した。町は、一貫して「住まない住宅は建てない」「入居期限は二十三年十二月」と答弁してきたが、入居状況は。また、店舗付住宅建設を求め、要求

が認められなければ立退きをしないという人との話し合いは。

家賃が他の住宅と違って月一百万円の定額制であり、納得できないとの声が上がるのは当然ではないか。

町長

三十四戸のうち、現在八戸が未入居です。

店舗付住宅希望者との話し合いは三回行いましたが決着はついていません。

建設当時から近隣町と協議し、家賃を決め、約束した額でございますので、早期に改めるのは難しいと考えています。ただ、現在の入居者が転出等の場合は、一般公営住宅と同様の家賃算定方法にしたいと考えています。

住民福祉課長

今年になり、三回話し合いをもちましたが、一部納得してもらえない点があり平行線を辿っている状況で進展はありません。

元々の出発点が同和対策事業の小集落住宅建設とい

うことから始まっており、入居している方の感情とか事業の経緯を踏まえ、現在の制度を採用しています。

未改修箇所の 整備を県に

藤元議員

昭和五十一年の大雨により、内妻川の土手が決壊し、大きな被害を受けたため、十年ほど前に河川改修を行った。しかし、一部未改修部分があり、現在その部分の崩壊が広がっている。県に要望を。

町長

未改修部分は、今後、県とも協議し、早期に改修工事をしていただけるよう要望します。

産業建設課長

河床勾配がきつく河床、護岸の洗掘により水田、畑等が削り取られるという状況が続いており、今後とも県に要望を重ねていきます。

町づくり活性化について

横尾 政明 議員

牟岐町総合計画基本構想
の中での重点プロジェクト、
その一、安心・定住プロジ
ェクト主要施策十五項目、
その二、活力・賑わいプロ
ジェクト主要施策十八項目、
その三、元氣・協働プロジ
ェクト主要施策十六項目、
各施策があります。どれも
重点項目だと思われませんが、
町の現時点での取組はどう
なっているのでしょうか。

また、牟岐町の活性化の
ための協議会の設立を提案
します。今後、牟岐バイバ
ス開通によって牟岐町はス
トロウ現象を起し、衰退
の一途をたどると考えられ
ます。そこで、町主導のも
と官民が一体となり、縦横
に連携した協議会を設立し、
専門的な知識と意識を持つ
タリーダーによる、より具
体的で建設的な意見を出し

合い、まさに町の諮問機関
としての役割と責任感を持
って、活性化に向けて政策
の提言をする。今、町に求
められていることではない
でしょうか。

町長

牟岐町総合計画にある重
点プロジェクトにおける活
性化施策については、昨年
度に策定し、今年度からの
執行になるので、直ちに施
策が目に見えるものは少な
いと思います。

特に活性化に係るものと
して、活力・賑わいプロジ
ェクトのうち、今年度から
空家調査、観光物産所設置、
阿南高专との技術協定、町
のHPの更新等により実施
しています。これまでも南
阿波よくばり体験などで教
育旅行等の受け入れはして
います。これ以外の活性化
策については、各重点プロ
ジェクトに従い施策展開を
していきます。

次に牟岐バイパス完成時
の町の活性化については、
過疎化の進行する中、牟岐
町自身の魅力を高めること

が必要であると考えます。
町の活性化のため、行政
と住民が一体となった活性
化協議会の設立は大賛成で
すので、他の検討委員会と
調整しながら、実施したい
と考えています。

総務課長

牟岐町総合計画は、町の
状況や課題を踏まえ特性を
活かしながら課題の解決に
向け取り組むべき施策を示
し、町民とともに町を復興
し、生活の質の充実を図っ
ていくための指針として策
定しています。本計画の計
画期間は、平成二十三年度
から平成三十二年までの
十年間です。
事業化の際に事業によっ
ては、委員会等で協議し、
より詳しい事業計画を立て
ることにあります。

編集後記

「人間万事塞翁が馬」
人生の幸福や不幸は予測
できないことの連続です。
平成二十三年三月十一

日、東日本が未曾有の大
震災に見舞われ、あらた
めて人の命、家族や地域
社会の絆の大切さを考え
させられました。千年に
一度ともいわれる大津波
で多くの人命が失われ、
町の機能が完全に麻痺し、
逼迫した状況下での災害
対応のあり方、はたして
自分自身に何ができるの
だろうかという問いかけ
の年となりました。

近い将来、必ず牟岐町
にも来るであろう大災害
に備え、今日生きている
ことの幸福を感じながら、
未来に希望を持ち続けら
れるまちづくりには「最善」
を尽くして精一杯努力す
ることが、私たちの使命
だと感じています。

広報編集委員会



南阿波よくばり体験(古牟岐)

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一二七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

自衛官募集

募集種目	受験資格	将来の展望	受付期間	試験日
自衛隊幹部候補生	20歳以上 26歳未満の者	幹部候補生として約1年間の教育を受けた後、3等陸・海・空尉に昇任し幹部自衛官となります。	24.2.1 (水) ～ 24.4.27 (金)	第1次試験 24.5.12 (土) 24.5.13 (日)
予備自衛官補(一般公募)	18歳以上 34歳未満の者	3年以内に、50日の教育訓練を受け、修了した者は、修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。	第1回 24.1.11 (水)～4.4 (水) 第2回 24.7.17 (火)～10.1 (月)	第1回第1次試験 24.4.13 (金)～16 (月) 第2回第1次試験 24.10.12 (金)～15 (月)
予備自衛官補(技能公募)	18歳以上53歳～ 55歳未満の者 (条件によって 異なります。) ※詳しくは阿南 地域事務所まで お尋ね下さい。	2年以内に、10日の教育訓練を受け、修了した者は、修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。	第1回 24.1.11 (水)～4.4 (水) 第2回 24.7.17 (火)～10.1 (月)	第1回第1次試験 24.4.13 (金)～16 (月) 第2回第1次試験 24.10.12 (金)～15 (月)

お問い合わせは、阿南地域事務所まで TEL0884-22-6981

どんな些細なことでも結構です。お気軽にご連絡下さい。お待ちしております。

牟岐町 汚水処理推進アクションプラン

平成22年度策定

平成22年度策定

目標年次	現況 平成20年度	平成27年	平成32年	平成37年	整備目標 平成42年度	整備完了
行政人口 (人)	5191	4,702	4,259	3,838	3,434	3,434
下水道処理人口 (人)	0	0	0	0	0	2,521
集落排水処理人口 (人)	0	0	0	0	0	114
コミプラ処理人口 (人)	-	-	-	-	-	-
合併処理浄化槽処理人口 (人)	1,931	2,230	2,290	2,320	2,300	799
汚水処理施設整備人口 (人)	1,931	2,230	2,290	2,320	2,300	3,434
下水道処理人口普及率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.4
汚水処理人口普及率 (%)	37.2	47.4	53.8	60.4	67.0	100.0

2 整備の方針

費用比較の結果、「個別処理」より「集合処理」が経済的に有利となった「牟岐処理区」と「古牟岐地区」については、汚水処理構想において集合処理区域と位置づけて整備を目指します。

しかし、本町の財源状況を考慮すると、今後数年間は集合処理事業の着手は困難な状況にあります。

このことから、当面は合併処理浄化槽の整備促進を図ることとし、町の財政状況、合併処理浄化槽の整備状況、最終処分場の用地確保状況などを鑑みつつ、構想目標年度の平成42年度までを目途に集合処理事業が着手できるよう取り組むこととします。

3 汚水処理施設整備を推進するための施策 (アクションプラン)

- ・合併処理浄化槽の整備について、合併処理浄化槽設置への補助を引き続き行い、整備を継続します。
- ・生活排水に対する住民の意識向上のため、生活排水対策の必要性、浄化槽の維持管理の重要性等について、住民への定期的な広報、啓発活動を強化してまいります。

4月から国民年金の納付は、 便利で安心な口座振替による前納制度はいかがですか？

4月から口座振替による保険料納付をご希望の場合は
2月末 までにお申込をお願いします。

国民年金保険料の納入に口座振替を利用されますと、預(貯)金口座から自動的に保険料を納めることができますので、納めに行く手間と時間が省け、納め忘れの心配がなくなります。

また、早割(当月末振替)、6カ月、1年前納の場合は保険料が割引になります。

口座振替の種類について

- (1) 通常納入(翌月末振替) ————— 割引なし
- (2) 早割(当月末振替) ————— 1か月 50円の割引※
- (3) 6か月前納 ————— 6か月 1,020円の割引※
(4月～9月分までを4月末に振替
10月～翌年3月分までを10月末に振替)
- (4) 1年前納 ————— 1年 3,780円の割引※
(4月～翌年3月分までを4月末に振替)

※上記金額は、平成23年度の場合です。

手続きについて

- お申し込み先：年金事務所、口座をお持ちの金融機関
 - ご持参いただくもの：年金手帳等(基礎年金番号が確認できるもの)、預金通帳、金融機関届出印
- ※現在、口座振替による前納されている方で引き続き同様の前納を希望される方は、再度お申込の必要はありません。

平成24年度 巡回年金相談所の開設について

- ★相談は電話予約による完全予約制を実施しておりますので、相談希望日の1ヶ月前から下記の電話番号で予約申し込みをお願いします。
- ★予約を受付する際には、相談者氏名・基礎年金番号・電話番号・相談内容等について確認をさせていただきます。
- ★相談当日は、年金手帳・年金証書(受給されている方)等をご持参のうえ、時間内にお越しください。
(代理の方は、本人の署名・捺印のある委任状が必要です。)

相談日 ※予約時間の5分前までにお越しください。
※予約後、ご都合により来所できなくなった場合は、事前にご連絡をお願いします。

相談場所	受付時間	24年						25年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牟岐町高齢者交流施設 浜の家	午前10時～ 午後3時	5日	—	7日	—	2日	—	4日	—	6日	—	7日	—
阿南市 商工業振興センター	午前9時～ 午後3時半	—	10日	—	5日	—	6日	—	1日	—	10日	—	7日

予約申し込み電話番号：徳島南年金事務所 お客様相談室 088-652-1511

こんにちは！牟岐町地域包括支援センターです

牟岐町では65歳以上の高齢者の皆さんの総合的な相談窓口として、『牟岐町地域包括支援センター』を設置しています。（役場・健康生活課の中にあります）

センターには保健師や看護師、主任ケアマネージャーなど専門職がおりますので、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、他のいろんな機関や職種と連携して支援を行います。

地域包括支援センターの主な業務

- ①介護保険を利用した介護サービスの相談、要介護認定の申請など
- ②介護サービスを利用されていない高齢者の方に、介護予防の事業を実施すること
- ③ひとり暮らしの高齢者のいろんな相談など
高齢者の権利を守ること（虐待の相談や財産管理の権利擁護など） ……などいろいろ

牟岐町では、要介護認定を受けられていない方であっても、以下の事業を利用できます。

貯筋体操

月2回、理学療法士にお越しいただいて、筋力をつける体操を行っています。（浜の家にて）

安心カード事業

ひとり暮らし高齢者の方、また高齢者のみの世帯などで希望のある方に、安心カードと容器をお渡ししています。災害時や救急時など、もしもの時に医療情報や服薬状態の確認、身元の確認などに役立ちます。

福祉用具の貸与（ベッド・車いすなど）

ベッドや車いすなど、一時的に必要な場合にお貸しできます。（車いすは無料）

***数に限りがありますので事前にお申込み下さい**

生きがい活動支援通所事業(生きがいデｲﾝｸﾞ)

介護予防や生きがいづくりのため、週1回デｲﾝｸﾞを利用できます。出羽島とデｲﾝｸﾞ緑風で実施しています（有料）

生活管理短期宿泊事業（ｼﾞｮｰｽﾄｲ）

要介護状態でない虚弱な高齢者の方で、家族が不在等によりお世話できない場合、短期間（1週間程度）海部老人ホームで宿泊できます。（有料）

生活管理指導員派遣事業（ホｰﾑヘルﾊﾟｰ）

介護サービスを受けられていない方（骨折や急性期の腰痛など）で一時的にホームヘルパーを利用したい場合、週1回程度訪問してもらい、家事援助や身体介護などのお手伝いをしてもらえます。（有料）

健康相談

町内の地区を定期的に巡回し、血圧を測定したり、健康に関する相談や講習などを行っています。（浜の家、海の家、出羽島、古牟岐、横瀬、隣保館にて）

***上記地区以外でもご希望があればご相談下さい！**

…など他にもいろんな事業を行っています☆

牟岐町だけでなく、国全体で、介護保険料は年々増加しています。

1人でも多くの皆さんが、お元気なまま健康寿命を延ばし、少しでも介護予防に努めていただくことが、介護保険料も抑え、皆さんの安心した生活を守ることに繋がると言われています。

今ある介護保険を適正かつ有効に利用するため、牟岐町地域包括支援センターもお手伝いしたいと思えます。ぜひお気軽にご相談下さい。

◆牟岐町地域包括支援センター（役場 健康生活課内）TEL 72-1233

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

※詳しくは産業建設課又は南部総合県民局の林務担当（TEL74-7485）までお問い合わせ下さい。

高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額までとなります。

- ① ご加入の医療保険（国保など）で、事前に認定証の申請をしてください。
- ② 「認定証」が交付されます。
- ③ 「認定証」を病院や薬局などで提示してください。ひと月の窓口でのお支払金額が一定の金額までとなります。（*上限額は、所得に応じて異なります。）

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いしていただいていたのですが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

	高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
国保など	●70歳未満の方 ●70歳以上75歳未満の 住民税非課税世帯の方	ご加入の医療保険（国保など）で「認定証」の交付申請を してください。	「認定証」をご提示ください。
	●70歳以上75歳未満の 住民税課税世帯の方	必要ありません	「高齢受給者証」をご提示ください。
後期高齢者医療	●75歳以上の 住民税非課税世帯の方	牟岐町役場健康生活課で 「認定証」の交付申請を してください。	「認定証」をご提示ください。
	●75歳以上の 住民税課税世帯の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を ご提示ください。

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
（高額医療費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の医療保険から支給されます）

※お問い合わせは、加入されている
健康保険組合、全国健康保険協会、牟岐町（国民健康保険、後期高齢者医療制度 TEL. 72-3417）
国保組合、共済組合までお問い合わせください。

牟岐町地震津波避難訓練

平成23年12月17日（土） 7時～避難総数 1,031人 訓練参加総数 1,119人



写真は、大谷避難広場の様子です。

ハローワーク牟岐からのお知らせ

●平成23年10月から「求職者支援制度」がスタートしました。

雇用保険に加入できなかった方や雇用保険の給付を受けられなかった方、学卒未就職者等の方が対象となります。

○求職者支援訓練等が無料で受講できます。(テキスト代等は自己負担となります)

○一定の要件を満たす方に給付金が支給されます。

●雇用促進税制の適用を受けるためには「雇用促進計画」の提出が必要です。

事業年度開始後2ヶ月以内に「雇用促進計画」をハローワークへ提出し、その事業年度終了後2ヶ月以内にその達成状況について労働局の確認を受ける必要があります。

※雇用促進税制とは

前年より従業員を一定以上増やすなどの要件を満たした事業主が、法人税(または所得税)の税額控除の適用が受けられる制度です。

ハローワーク牟岐(牟岐公共職業安定所)

TEL.0884-72-1103 FAX.0884-72-2761

税に関する作文 徳島県法人会連合会(特選)

税について勉強して考えたこと

牟岐町立牟岐小学校六年 山村 諒

学校で、税金についての勉強をしました。ぼくの毎日の生活のいろいろなところで税金が使われていることを知りました。学校を建てるのも、公園をきれいにするのも、ゴミを集めることも税金で行われているのだそうです。

また、ぼくも税金を払っていることも知りました。消費税です。一〇〇円ショップに行って買い物をする時、「一〇五円です。」と言われます。この五円が消費税というのだそうです。ぼくも税金を払っていたんだと気がつきました。それで、家に帰ってお父さんやお母さんに、税金をはらっているかどうか聞いてみました。お母さんは、「もちろん払っているよ。」と言いました。

ぼくは三年生のときケガをして海部病院に行ったことがあります。そして、救急車に乗って小松島の病院まで行き入院しました。そのときの救急車も税金を使って動いたのです。救急車に乗ってもお金をはらわないでいいというのは知っていました。でも、それは税金があるからということを知りました。

みんなのおさめた税金は、みんなの生活のために使われるのだとわかりました。みんながせっかくなおさめた税金を大切に使うべきではないと思います。今、ぼくにできるのは何だろうか考えました。一つは、もう救急車に乗らないようにすることです。それから、ゴミをなるべく出さないように生活したり、学校や公園など、みんなが使うものを大切にすることが大事なのかなと思いました。

大人になって税金をはらわなければならないときは、きちんと払おうと思いました。

また、これからは消費税がどうなっていくか、税金がどう使われているかなどニュースをよく見て、税のことを勉強していきたいです。

南海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

津波が来るとは！

浜崎 岩田 ハルエ

物凄いい地響きと共にガタガタ、バリバリと揺れ出しました。大地震です。当時は父、兄、私と三人の生活でした。津波のことは全然知らず、兄は大したことは無いと言ってまた床につきました。

その時です。近所の後戸さんが「津波が来るぞー」「井戸の水が噴き出しているぞー」と大声で叫んでいるのを聞き、飛び起き玄関の雨戸を開けたが開かない。裏口に廻るも積んであったオロサが倒れてきて引戸が開かない。また玄関に廻

り雨戸を叩き割り三人が屋外に飛び出したが、既に近所の人々は逃げて誰もおりません。梶田の角まで来たら浜の方向から潮が押し寄せて来ました。「助けてくれ」と誰かがセイロにしがみつき流されて来た。しかし助けることもできず夢中で昌寿寺山めがけて逃げた。

瀬戸川橋まで来ると橋の上まで潮が来ており、三人が手を取り合って無事渡り山に駆け登りました。避難することが一刻遅ければ命を落す瀬戸際でした。下の田圃では「助けて！助けて！」と何とも言いようのない悲鳴が各所から聞えてきて耳を覆いました。しかしどうすることもできませんでした。夜も白々と明けて眼下を見ると我が家、近所の家々も無事で安堵の胸をなで下ろしました。しかし真下の田圃には浮流物が山のごとく流れつき、何とも言えぬ悪臭が漂っており、一人の犠牲者が発見されました。あれから五十年過ぎた今でも走馬灯のように脳裏に甦ります。

出初式



牟岐町消防団出初式表彰者

消防庁長官永年勤続功労章	猪谷 功							
日本消防協会会長功績章	大谷 浩二							
日本消防協会会長精績章	加島 芳照							
日本消防協会会長勤続章	栗林 欣生	和田 伸次	川辺 秀年	大梅 謙治				
徳島県知事表彰	岡本 美利	内山 和行	小林 幹弥					
徳島県消防協会会長功績章	沖津 通孝	楠本 潤一郎						
徳島県消防協会会長精績章	水田 武志	國井 利之	富田 光男	大梅 謙治				
牟岐警察署長感謝状	名田 敏彦							
海部地方分会長表彰	奥村 光浩	山西 公彦	久保 隆弘	外嶋 千暁	谷野 秀樹			
牟岐町長表彰	寒葉 太津	川添 康成	木本 通利					

(順不同)